

11) 開催日の設定方法と委員の選出方法

「開催日の設定方法」を「委員の選出方法」との関連で見ると、「既存の委員から選出」では、「年間予定設定」が75.0%、「その都度設定」が25.0%となっている。「既存委員を含め新たに選出」では、「年間予定設定」が55.6%、「その都度設定」が44.4%となっている。「新規委員のみで選出」では、「年間予定設定」が66.7%、「その都度設定」が33.3%となっている。

表4-8-11 開催日の設定方法と委員の選出方法

		年間予定設定	その都度設定	合計
委員 の 選 出 方 法	既存の委員から 選出	3 75.0	1 25.0	4 100.0
	既存委員を含め 新たに選出	10 55.6	8 44.4	18 100.0
	新規委員のみで 選出	2 66.7	1 33.3	3 100.0
	その他	1 100.0	0 0.0	1 100.0
	全体	16 61.5	10 38.5	26 100.0

12) 正規委員以外の出席と委員の選出方法

「正規委員以外の出席」を「委員の選出方法」との関連で見ると、「既存の委員から選出」では、「児童相談所長」が100.0%ともっとも多く、ついで「担当児童福祉司」が90.0%となっている。「既存委員を含め新たに選出」では、「児童相談所長」が89.7%ともっとも多く、ついで「担当児童福祉司」が82.8%となっている。「新規委員のみで選出」では、「児童相談所長」、「担当児童福祉司」、「事務局」が100.0%となっている。

表4-8-12 正規委員以外の出席と委員の選出方法

	児童相談所長	担当児童福祉司	担当心理判定員	一時保護所職員	事例担当外児相職員	学校関係者	施設関係者	病院関係者	警察関係者	地域保健関係者	事務局	その他
既存の委員から選出	10 100.0	9 90.0	3 30.0	2 20.0	7 70.0	1 10.0	1 10.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 60.0	0 0.0
既存委員を含め新たに選出	26 89.7	24 82.8	13 44.8	6 20.7	17 58.6	1 3.4	6 20.7	1 3.4	1 3.4	2 6.9	18 62.1	2 6.9
新規委員のみで選出	3 100.0	3 100.0	2 66.7	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0	1 33.3
その他	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0
全体	40 93.0	37 86.0	18 41.9	8 18.6	25 58.1	2 4.7	7 16.3	1 2.3	1 2.3	2 4.7	28 65.1	3 7.0

13) 有効性と委員の選出方法

「有効性」を「委員の選出方法」との関連で見ると、「既存の委員から選出」では、「とても役に立つ」が50.0%と最も多く、ついで「あまり役に立たず」が30.0%となっている。「既存委員を含め新たに選出」では、「とても役に立つ」が65.5%と最も多く、ついで「やや役に立つ」が27.6%となっている。「新規委員のみで選出」では、「とても役に立つ」が66.7%と最も多く、ついで「やや役に立つ」が33.3%となっている。

表4-8-13 有効性と委員の選出方法

		とても役に立つ	やや役に立つ	あまり役に立たず	合計
委員の選出方法	既存の委員から選出	5 50.0	2 20.0	3 30.0	10 100.0
	既存委員を含め新たに選出	19 65.5	8 27.6	2 6.9	29 100.0
	新規委員のみで選出	2 66.7	1 33.3	0 0.0	3 100.0
	その他	1 50.0	1 50.0	0 0.0	2 100.0
全体		27 61.4	12 27.3	5 11.4	44 100.0

14) 児童相談所部会の望ましい社会的役割と委員の選出方法

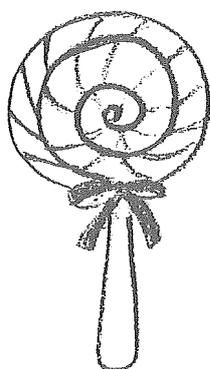
「児童相談所部会の望ましい社会的役割」を「委員の選出方法」との関連で見ると、「既存の委員から選出」では、「第三者的役割」が70.0%ともっとも多く、ついで「重大事例検証」が50.0%となっている。「既存委員を含め新たに選出」では、「第三者的役割」が82.8%ともっとも多く、ついで「児童の権利擁護を充実」が65.5%となっている。「新規委員のみで選出」では、「第三者的役割」、「児童の権利擁護を充実」が100.0%ともっとも多く、ついで「制度改善提言」が66.7%となっている。

表4-8-14 児童相談所部会の望ましい社会的役割と委員の選出方法

		調査・ 調整機 能	第三者 的役割	制度改 善提言	児童の 権利擁 護を充 実	不服申 し立て 受付	重大事 例検証	関係機 関への 指導
委員 の選 出方 法	既存の委員から 選出	2 20.0	7 70.0	4 40.0	2 20.0	2 20.0	5 50.0	0 0.0
	既存委員を含め 新たに選出	5 17.2	24 82.8	7 24.1	19 65.5	6 20.7	9 31.0	3 10.3
	新規委員のみで 選出	0 0.0	3 100.0	2 66.7	3 100.0	1 33.3	1 33.3	0 0.0
	その他	0 0.0	2 100.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		0 0.0	2 100.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
全体		7 15.9	36 81.8	13 29.5	26 59.1	9 20.5	15 34.1	3 6.8

第5章 調査結果③

自由記述の分析



1. 分析の目的

昨年度、本研究チームでは、児童福祉審議会に関する全数調査を実施した。本研究は、自由記述の内容から、児童相談所の職員自身が、児童相談所の専門性や客観性をどのようなものとして捉えているのかを明らかにしたいと考え、テキストデータの分析を試みたものである。

2. 分析の対象

今回の分析では、回収した調査票から得られた「児童相談所の専門性」と「児童相談所の客観性」に関するデータを用いて分析を試みた。有効標本数は、調査票Ⅰが46、調査票Ⅱが129であった。

3. 分析の方法

自由記述の回答から、児童相談所の専門性と客観性の概念を明らかにするため、自由記述の質的データ解析はWord Minerを用い、テキストマイニング手法で分析した。自由記述から得られたテキストデータを分かち書きし、構成要素を抽出するため、句読点、助詞、特殊記号を除いた。さらに、単一では解釈できない語（「その」、「しかし」、「いわば」、など）は不要語と見なし、削除した。また、同義語と思われる語は一つの語に置換した（「児相」「所」「児童相談所」→「児童相談所」など）。閾値の設定については、対応分析の際、抽出された成分の累積寄与率が70～80%あればよいとの見方がされているが、より幅広く児童相談所の専門性と客観性の概念を捉えたいと考え、構成要素のうち、頻度5以上のもの（閾値＝5以上）を分析の対象とした。なお、対応分析で抽出された15成分の累積寄与率は専門性49.6%、客観性49.0%であった。次に対応分析で得られた成分スコアを元にクラスター分析を行い、構成要素の類型化を試みた。そして各クラスターの特徴から、児童相談所の専門性、および客観性を構成する概念を導き出した。なお、テキストデータのエディティング、および得られたクラスターの特徴を分析するプロセスは、学識経験者1名、児童相談所職員1名、および社会福祉学専攻の大学院生3名の計5名によるグループで行った。

4. 結果

1) 専門性

総処理文字数は11,506、分かち書きの後抽出された構成要素数は5,568、句読点、助詞、特殊記号を除いた後の構成要素数は1,048であった。閾値5以上の構成要素数は74であった。

対応分析で得られた成分スコアを元にクラスター分析を行った結果、児童相談所の専門性の概念は9つのクラスターに分類された。各クラスターは「経験」「知識の蓄積と多様な視点の確保」「各種スーパーバイザーの整備」「職員研修の機会」「専門職の配置」「チームアプローチの確立」「医学と法律」「診断体制の強化」「専門家による総合的判断」となった（表1）。クラスター1はアドバイス、意見、経験、時間といった児童福祉司の経験を表す語によって構成されているため、「経験」とした。クラスター2はスーパーバイズ、ノウハウ、解決といった語で構成されており、児童相談所職員の「知識の蓄積と多様な視点の確保」の必要性を表すものと考えた。クラスター3はスーパーバイザー、医師、

児童福祉司、などといった構成要素から成っており、児童相談所職員に対するスーパービジョンの必要性を表すものと考え、「各種スーパーバイザーの整備」とした。クラスター4は機会、職員研修の2語から成っており、「職員研修の機会」とした。クラスター5は児童相談所への専門職配置の必要性を表す語で成り立っていると考え、「専門職の配置」とした。クラスター6はチームでの援助体制の確保の必要性を表していると考え、「チームアプローチの確立」とした。クラスター7は医学と法律の2語から成り立っており、児童相談所での「医学と法律」の知識の必要性を表すものであると考えた。クラスター8は強化の一語であったが、可能な限り元のデータに戻って検討し、「診断体制の強化」とした。クラスター9は心理診断、判断という構成要素から成っており、「専門家による総合的判断」とした。

2) 客観性

総処理文字数は9,019、分かち書きの後抽出された構成要素数は4,321、句読点、助詞、特殊記号を除いた後の構成要素は879であった。閾値5以上の構成要素数は66であった。

対応分析で得られた成分スコアを元にクラスター分析を行った結果、児童相談所の客観性の概念は8つのクラスターに分類された。各クラスターは「援助方針決定のプロセス」「当事者の参加と第三者機関の設置」「審議会からの意見聴取」「虐待防止ネットワークの充実」「関係機関との情報共有」「各種専門家の多角的な視点」「スーパービジョン」「アセスメント」となった(表2)。クラスター1は児童相談所における援助方針決定のプロセスに関わる語から成っており、「援助方針決定のプロセス」とした。クラスター2は当事者や第三者の意見を聴取することの必要性を表す語から成っていると考え、「当事者の参加と第三者機関の設置」とした。クラスター3は意見聴取の一語だったが、自由記述のデータを概観し、児童福祉審議会の活用の必要性を表すものと考え、「審議会からの意見聴取」とした。クラスター4は活性化、取り組む、積極的、徹底といった構成要素から成っており「虐待防止ネットワークの充実」とした。クラスター5は関係機関、協議、決定などの語から成っており、「関係機関との情報共有」とした。クラスター6は医師、開催、外部専門家などの語から成っており、様々な領域の専門家の視点の必要性を表すものと考え、「各種専門家の多角的な視点」とした。クラスター7は構成要素を概観し、「スーパービジョン」とした。クラスター8は診断機能、判断、判定などの構成要素から成っており、児童相談所の「アセスメント」機能とした。

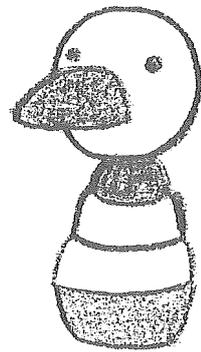
表1 構成要素クラスター分析の結果（専門性）

	構成要素 クラスター 1	構成要素 クラスター 2	構成要素 クラスター 3	構成要素 クラスター 4	構成要素 クラスター 5	構成要素 クラスター 6	構成要素 クラスター 7	構成要素 クラスター 8	構成要素 クラスター 9
1	アドバイス	スーパー バイズ	スーパー バイザー	機会	位置づけ	チーム	医学	強化	心理診断
2	意見	ノウハウ	医師	職員研修	課題	援助	法律		判断
3	経験	解決	児童福祉 司		資格要件	確保			
4	時間	外部研修	実施		充実	確立			
5		外部専門 家	職種		小児科医	業務			
6		活用	心理判定 員		診断	検証			
7		技術	整備		精神科医	職員体制			
8		決定	余裕		専門職				
9		研修			相談				
10		向上			対応				
11		採用			調査				
12		参加			適切				
13		視野			配置				
14		資質			判定				
15		事例							
16		児童							
17		児童相談 所							
18		児童福祉 審議会							
19		取り組み							
20		十分							
21		処遇会議							
22		職員							
23		図る							
24		専門性							
25		組織							
26		多い							
27		多様							
28		体制							
29		知識							
30		蓄積							
31		必要							
32		弁護士							
33		問題							
34		連携							

表2 構成要素クラスター分析の結果（客観性）

	構成要素 クラスター1	構成要素 クラスター2	構成要素 クラスター3	構成要素 クラスター4	構成要素 クラスター5	構成要素 クラスター6	構成要素 クラスター7	構成要素 クラスター8
1	アセスメント	システム	意見聴取	活性化	関係機関	医師	スーパーバイズ	診断機能
2	課題	意見		取り組む	協議	開催	児童福祉	判断
3	外部	関係者		積極的	決定	外部専門家	専門家	判定
4	確保	子ども		徹底	検討	各種		評価
5	活用	設置			情報	参加		
6	客観性	第三者			立場	処遇会議		
7	向上	聴取				職員		
8	考え	保護者				心理判定		
9	指標	明確				精神科医		
10	視点					専門職		
11	事例					多角的		
12	児童相談所					複数		
13	児童福祉審議会					弁護士		
14	十分							
15	処遇							
16	処遇決定							
17	診断							
18	図る							
19	専門性							
20	対応							
21	調査							
22	同様							
23	必要							
24	問題							
25	有効							
26	力量							

資料



児童福祉審議会の意見聴取に関する調査

2005年1月

調査主体：児童福祉審議会の運営に関する研究会

研究代表	山縣 文治	(大阪市立大学)
	久保 樹里	(大阪市中央児童相談所)
	才村 純	(日本子ども家庭総合研究所)
	津崎 哲郎	(花園大学)
	福田 公教	(種智院大学)

調査のお願い

平成9年の児童福祉法改正により、「子どもの意見と保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき」「児童相談所長が必要と認めるとき」に児童福祉審議会の意見を聴取しなくてはならないと規定されました。今回、改正から7年目を迎えた児童福祉審議会の意見聴取がどのように行われているかについて調査を計画いたしました。児童福祉審議会の運営の現状を調査することにより、児童相談所における子どもの権利擁護機能を強化し、処遇決定の客観性の確保と専門性の向上を図るために設けられた児童福祉審議会の意見聴取という規定の効果的な活用について検討したいと考えております。

本研究では、調査票を2部作成しました。調査票Ⅰは児童福祉審議会の位置づけと運営面についてお尋ねしています。本庁や中央児童相談所の事務局でのみ把握されている場合は、事務局にお答えいただくようお願いいたします。なお、基本的に調査票Ⅰは複数の児童相談所を持つ都道府県には中央児童相談所宛に送付しております。

調査票Ⅱは児童福祉審議会の意見聴取の実際や児童福祉審議会と児童相談所のあり方についてお尋ねしています。なお、調査票Ⅱは全国の各児童相談所宛に送付しております。

調査結果は数量的に処理し、回答していただいた児童相談所および事務局担当部局に一切ご迷惑をおかけすることはありません。

時節柄、お忙しいとは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の児童福祉審議会の研究に資する資料等がございましたら、同封いただければ幸いです。

調査に関する問い合わせ

〒612-8156 京都市伏見区向島西定請70番地

種智院大学仏教福祉学科 福田公教研究室気付

「児童福祉審議会の運営に関する研究会」事務局

電 話 075-604-5661 FAX 075-604-5610

e-mail fukuda@shuchiin.ac.jp

*電話は通じにくい場合があります。FAXか電子メールにご連絡頂きますと、後日私どもからご連絡致します。

【回答方法】 各設問に従って、該当する番号に○をつけるか、自由記述でお答えください。

【返送方法】 同封の返信用封筒でご返送ください。

【回答期日】 2005年2月4日（金）必着

ご回答いただいた後、記入内容についてお尋ねする場合がありますので、ご回答いただいた方のお名前等を以下にご記入下さい。

当然ながら、ご回答いただいた内容が、個別の内容として外に出ることは一切ございません。なお、以下にご記入いただいた方には、調査結果の要約を後日送付させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

回答者のお名前：

回答者の役職：

児童相談所名もしくは事務局担当部局名：

所在地 〒

Tel : _____

Fax : _____

1. 児童福祉審議会の位置づけ

問1 児童福祉法第27条8項に定める組織を本研究では仮に「児童相談所部会」と呼ぶこととします。貴自治体における児童福祉審議会の児童相談所部会の設置状況を教えてください。

1. 独立して設置している
2. 他の部会（里親審査部会等）と機能をあわせて設置している
3. 特別な部会を設置していない

問2 貴自治体では児童相談所を何か所設置されていますか。

1. 複数 → 問2-1へ
2. 1か所 → 問3へ

問2-1 問2で複数とお答えになられた方にお聞きします。児童相談所運営指針には児童相談所部会を複数設置できると書かれていますが、貴自治体では何か所設置されていますか。

1. 1か所
2. 複数 → か所

問2-2 複数設置されている理由をお書きください。

問3 児童相談所部会の担当事務局は次のうちどこですか。

1. 児童相談所
2. 本庁（児童福祉担当部局）
3. その他→具体的に

問4 児童相談所部会の開催場所はどうされていますか。

1. 特定の児童相談所
2. 児童相談所間で持ち回り
3. 本庁
3. その他→具体的に

問5 開催場所の選定理由を次から選んでください。選定理由に当たるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|---------------|--------------------|----------------|
| 1. 交通の利便性 | 2. 開催準備のしやすさ | 3. 事務局がある場所だから |
| 4. 委員の出席のしやすさ | 5. 児童相談所職員の出席のしやすさ | |
| 6. その他→具体的に (| |) |

問6 貴自治体では、児童相談所部会の諮問に係る手続きについて、取り扱い要領を作成されていますか。

1. はい 2. いいえ

2. 児童相談所部会の運営の状況について

問7 児童相談所部会は平成15年度に何回開催されましたか。

回

問8 1回の審議にどれくらいの時間を取っていますか。

約 時間

問9 児童相談所部会の開催頻度は、次のうちどれですか。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. 毎月開催 | 2. 2か月に1度開催 | 3. 3か月に1度開催 |
| 4. 4か月に1度開催 | 5. 6か月に1回開催 | 6. 不定期開催 |

問9-1 定期開催（1から5）とお答えになった方にお聞きします。開催日は事前に決められていますか。

1. 年間の予定日を決めている
2. その都度日程調整をしている
3. その他（具体的にお書きください： _____）

問9-2 不定期開催（6）とお答えになった方にお聞きします。どのようなときに開催されますか。

問10 平成9年の児童福祉法改正により児童相談所部会が設置される際、委員はどのように選出されましたか。

1. 既存の児童福祉審議会の委員から選出
2. 既存の委員を含め新たに選出
3. 新たな委員のみを選出
4. その他（具体的にお書きください： _____）

問11 現在の児童相談所部会の委員数は何人ですか。

人

問12 現在の児童相談所部会の委員の職種と人数を記入してください。

職 種	人数	職 種	人数
1. 弁護士		10. その他福祉関係者	
2. 小児科医		11. 教育関係者（大学教員を除く）	
3. 精神科医		12. 行政関係者	
4. その他医師		13. 心理職専門家（大学教員を除く）	
5. 社会福祉を専門とする大学教員		14. 地域保健関係者	
6. 心理学を専門とする大学教員		15. 民生児童委員・主任児童委員	
7. 教育学を専門とする大学教員		16. マスコミ関係者	
8. その他を専門とする大学教員		17. その他（右欄に具体的に）	
9. 社会福祉施設職員			

問12-1 職種を具体的に
教えてください。

問13 平成15年度の相談内容別の審議件数を教えてください。

相談内容	件数
1. 虐待相談	
2. 養護（虐待を除く）相談	
3. 保健相談	
4. 障害相談	
5. 非行相談	
6. 健全育成相談	
7. その他の相談	

問14 児童相談所部会の審議に正規委員以外で出席したことがある人すべてに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1. 児童相談所長 | 9. 警察関係者 |
| 2. 担当児童福祉司 | 10. 保健センターなど地域保健関係者 |
| 3. 担当心理判定員 | 11. 民生児童委員・主任児童委員 |
| 4. 一時保護所職員 | 12. 対象事例の保護者 |
| 5. 事例担当以外の児童相談所職員 | 13. 対象児童 |
| 6. 学校関係者 | 14. 事務局 |
| 7. 施設関係者 | 15. その他→具体的に () |
| 8. 病院関係者 | |

問15 貴児童相談所部会の運営について、平成12年度年当初から今日までで、修正あるいは改善された点がありましたら、その内容と理由について具体的にお書きください。

問16 児童相談所部会の意見聴取は児童相談所にとって役にたっていますか。

1. とても役にたっている
2. やや役にたっている
3. あまり役にたっていない
4. 役にたっていない

問17 今後の児童相談所部会の望ましい社会的役割について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 児童相談所部会自体が調査、調整機能をもつ
2. 第三者的な役割をはたす
3. 自発的に制度改善に向け提言をする
4. 児童の権利擁護機能を充実する
5. 処遇過程における不服申し立てを受ける機関として機能する
6. 虐待死などの重大事例についての検証を行う
7. 市町村への指導を行う
8. 関係機関への指導を行う
9. その他（具体的にお書きください：)

問18 児童相談所の処遇決定において、専門性の向上を図るためには何が必要だと思えますか。

問19 児童相談所の処遇決定において、客観性の向上を図るためには何が必要だと思えますか。

問20 児童相談所の専門性とは、どのように説明できるとお考えですか。自由にご意見をお聞かせください。

問21 昨年の児童福祉法改正によって、児童相談に関する市町村体制の強化と児童相談所の後方あるいは専門支援化が進められましたが、この点についてどのようにお考えですか。自由にご意見をお聞かせください。

問22 より児童相談所部会が有効に機能するために必要と思われることがあれば、自由に記入してください。

ご協力ありがとうございました。

児童福祉審議会の意見聴取に関する調査

2005年1月

調査主体：児童福祉審議会の運営に関する研究会

研究代表	山縣 文治	(大阪市立大学)
	久保 樹里	(大阪中央児童相談所)
	才村 純	(日本子ども家庭総合研究所)
	津崎 哲郎	(花園大学)
	福田 公教	(種智院大学)

調査のお願い

平成9年の児童福祉法改正により、「子どもの意見と保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき」「児童相談所長が必要と認めるとき」に児童福祉審議会の意見を聴取しなくてはならないと規定されました。今回、改正から7年目を迎えた児童福祉審議会の意見聴取がどのように行われているかについて調査を計画いたしました。児童福祉審議会の運営の現状を調査することにより、児童相談所における子どもの権利擁護機能を強化し、処遇決定の客観性の確保と専門性の向上を図るために設けられた児童福祉審議会の意見聴取という規定の効果的な活用について検討したいと考えております。

本研究では、調査票を2部作成しました。調査票Ⅰは児童福祉審議会の位置づけと運営面についてお尋ねしています。本庁や中央児童相談所の事務局でのみ把握されている場合は、事務局にお答えいただくようお願いいたします。なお、基本的に調査票Ⅰは複数の児童相談所を持つ都道府県には中央児童相談所宛に送付しております。

調査票Ⅱは児童福祉審議会の意見聴取の実際や児童福祉審議会と児童相談所のあり方についてお尋ねしています。なお、調査票Ⅱは全国の各児童相談所宛に送付しております。

調査結果は数量的に処理し、回答していただいた児童相談所および事務局担当部局に一切ご迷惑をおかけすることはありません。

時節柄、お忙しいとは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の児童福祉審議会の研究に資する資料等がございましたら、同封いただければ幸いです。

調査に関する問い合わせ

〒612-8156 京都市伏見区向島西定請70番地
種智院大学仏教福祉学科 福田公教研究室気付
「児童福祉審議会の運営に関する研究会」事務局
電 話 075-604-5661 FAX 075-604-5610
e-mail fukuda@shuchiin.ac.jp

*電話は通じにくい場合があります。FAXか電子メールにご連絡頂きますと、後日私どもからご連絡致します。

【回答方法】 各設問に従って、該当する番号に○をつけるか、自由記述でお答えください。

【返送方法】 同封の返信用封筒でご返送ください。

【回答期日】 2005年2月4日（金）必着

ご回答いただいた後、記入内容についてお尋ねする場合がありますので、ご回答いただいた方のお名前等を以下にご記入下さい。

当然ながら、ご回答いただいた内容が、個別の内容として外に出ることは一切ございません。なお、以下にご記入いただいた方には、調査結果の要約を後日送付させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

回答者のお名前：

回答者の役職：

児童相談所名もしくは事務局担当部局名：

所在地 〒

Tel : _____

Fax : _____

問5-1 事例に関する資料の配付方法についてお聞きします。(該当する番号1つに○)

1. 事前に委員に配布する
2. 当日に委員に配布する
3. 口頭で説明する
4. その他(具体的にお書きください:)

問5-2 事例の概要の説明方法についてお聞きします。(該当する番号1つに○)

1. 児童相談所職員以外が説明する
2. 児童相談所長等の児童相談所の管理職が説明する
3. 事例担当者が説明する
4. その他(具体的にお書きください:)

問5-3 審議の方法についてお聞きします。(該当する番号すべてに○)

1. 委員と出席者が活発に質疑応答を行う
2. 委員が児童相談所の方針を聞き、おおむね承認する
3. 資料を委員が読み、承認する
4. 事例の審議に必要な委員以外の専門家を招いて意見を聞く
5. その他(具体的にお書きください:)

問5-4 意見具申はいつ出されますか。(該当する番号すべてに○)

1. その場で意見具申が出される
2. 後日、意見具申が出される
3. はっきりとした意見具申は出されない
4. その他(具体的にお書きください:)

問5-5 意見具申はどのように出されますか。(該当する番号すべてに○)

1. 意見具申は口頭でなされる
2. 意見具申は文書で出される
3. はっきりとした意見具申は出されない
4. その他(具体的にお書きください:)

問5-6 審議の結果、次のような方法をとられたことがありますか。(該当する番号すべてに○)

1. 児童相談所は審議した事例の経過報告をする
2. 審議事例によっては一度でなく継続して行われることがある
3. 児童相談所部会として家庭裁判所などに意見を提出することがある
4. 児童相談所は審議会に間にあわなかった事例において、事後報告をする